

2016年11月9日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 431 号 ）

国家工商行政管理総局、 企業名称データベースを一般開放 名称登記の効率引き上げで

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は2016年10月18日付で、『工商総局による企業名称データベースを開放し企業名称登記管理改革の秩序ある推進に関する指導意見』（工商企注字[2016]203号、以下『203号意見』という）を公布しました。従来は、管轄地の登記機関へ出向いて初めて可能だった企業名称の照会が、各地の当局の公式サイト等を通じて企業自ら名称を照会することが可能となります。この企業名称データベースの一般開放は、2016年12月1日前後より徐々に実施されます。

□ ウェブサイトで照会、資料の取得も

企業名称については、登記主管機関の管轄区内ですでに登記・登録を行った同業種の企業名称と同一あるいは類似してはならない、と『企業名称登記管理規定』で定められています。その登記に際しては管轄地の登記機関が企業登記記録照会、企業登記情報照会等により企業名称の照会サービスを提供していたため、情報提供が不完全、不便といった問題が存在していました。そこに近年では、政府による商事制度改革や「大衆による起業、万人による革新」が推進されていることから、企業名称登記管理改革の一環として今回の措置が講じられました。

【図表】企業名称データベース概要

開放時期	県・区※1	2016年12月1日までに実施
	省・市※2	適宜、開始（条件を備えている場合、2016年12月1日より実施）
プラットフォーム		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県・区の企業登記機関は当該機関のウェブサイト、もしくは当該県・区政府のウェブサイト（もしくは公共サービスプラットフォーム） ➢ 上級市・省の登記機関のウェブサイト

開放範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 存続している企業名称 ➤ 変更が1年未満のものの企業名称 ➤ 設立登記を取り消された、および企業営業許可証を没収されていまだ抹消登記の手続きを行っていない企業名称 ➤ 取り消された、もしくは没収された後に抹消登記手続きを行い3年未満もしくはその他の原因で抹消登記手続きを行って1年未満の企業名称 ➤ すでに申請したがいまだ認可されていない企業名称 ➤ すでに認可されたがいまだ登記を行っておらず、なお有効期限内の企業名称 ➤ その他の開放が必要な企業名称
その他のサービス	<p>企業名称照会システムでは企業名称登記管理関連規定の公布、企業名称事前認可の手続・変更登記の申請表・提出資料の規範・手続ガイドライン等の資料の提供、申請者の照会および企業名称認可申請手続に必要な指導が提供される</p>

※1 県には旗・県級市・区を含み、区とは市轄区を指します。

※2 省には自治区・直轄市・計画単列市・副省級市を、市には地区・州・盟を含みます。

(『203号意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 将来的には企業名称事前認可を廃止

さらに『203号意見』では、条件を備えた地区(省・市・県を含む)は名称データベースの開放に加えて、企業名称に関する使用禁止・制限字詞データベースの構築および照会・照合サービスを提供し、それを企業登記システムに組み込むことができ、そのうえで照会・照合を通過した申請者は直接企業登記を行うことができる、としています。当局は、今回の手続利便化を経て、企業による自主的な名称の選択を可能とし、最終的には企業名称事前認可を廃止することを目標に掲げています。

*

『203号意見』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国家工商行政管理総局
工商企注字[2016]203号
工商総局による企業名称データベースを開放し
企業名称登記管理改革の秩序ある推進に関する指導意見

各省、自治区、直轄市および計画単列市、副省級市工商行政管理局、市場監督管理部門：

商事制度改革を深化し、さらに企業名称（農民專業合作社・個人工商業者を含む、以下同じ）登記の効率を引き上げ、企業名称登記管理改革の秩序ある推進のため、ここに企業名称データベース（以下、「名称データベース」という）の開放および関連サービス等業務の展開について以下の意見を提出する。

1. 企業名称データベース開放の重要な作用を十分に認識する

企業名称は企業登記事項の一つとして、法に基づき社会公衆へ照会サービスを提供しなければならない。長期にわたって、各級の企業登記機関は企業登記記録照会、企業登記情報照会等の方式を通じて企業名称照会サービスを提供し、比較的良く法定職責を履行している。ただし企業登記の利便化を実行する要求との比較、企業の高速成長の需要との比較では、いまだ情報提供が全面的でない、照会が便利でない、関連サービスが一本化されていない等の問題が存在しており、企業の自主的な名称選択を制約し、企業名称登記効率の実質的な突破を難しくもしている。近年、商事制度改革の不断の深化、「大衆による起業、万人による革新」要求の効果的な実行に伴い、企業は名称登記効率の引き上げに対してさらに高い要求を提出している。各級の登記機関は企業名称データベースの開放を十分に認識し、企業に比較的完全で系統的な照会サービスを提供することは、企業が自主的に名称選択を実行する権利の前提条件であり、高効率で機敏な登記サービスを提供する基礎業務でもある。それぞれの時期により行動し、効果的に推進し、最終的に企業名称事前認可を取り消すため、企業名称の自主的な選択の実行に有利な条件を創造しなければならない。

2. 名称データベース開放の順序を合理的に手配する

わが国は企業名称に分級登記管理体制を実行していることにより、各地の企業登記情報化の水準には比較的大きな差異が存在し、各地は企業名称事前認可の取り消しを目標とし、基層の利便、大衆に有利の原則に従い、実際に結合して合理的に開放の順番および段階を手配しなければならない。

各県(旗および県級市・区を含む、以下同じ)、区(市轄区を指す、以下同じ)の企業登記機関は、遅くとも2016年12月1日までに開放を実施しなければならない。各省(自治区・直轄市および計画単列市・副省級市を含む、以下同じ)市(地区・州・盟を含む、以下同じ)の企業登記機関は、積極的に条件を創造し、適宜、開放しなければならない。条件を備えた省市の企業登記機関は、2016年12月1日より、省・市級名称データベースの統一開放を実行することができる。

3. 法に基づき企業名称データベースの開放の範囲を確定する

名称データベースの開放は、企業の設立申請、企業名称変更の利便化を出発点とし、法に基づき開放の範囲を確定しなければならない。企業名称登記管理関連規定により、名称データベースの開放の範囲は以下を含む。

- (1) 存続している企業名称、
- (2) 変更が1年未満のもとの企業名称、
- (3) 設立登記を取り消された、および企業営業許可証を没収されていまだ抹消登記の手続を行っていない企業名称、
- (4) 取り消された、もしくは没収された後に抹消登記手続を行い3年未満もしくはその他の原因で抹消登記手続を行って1年未満の企業名称、
- (5) すでに申請したがいまだ認可されていない企業名称、
- (6) すでに認可されたがいまだ登記を行っておらず、なお有効期限内の企業名称、
- (7) その他の開放が必要な企業名称。

4. 企業名称データベースの開放サービスを効果的に提供する

各地の企業登記機関は、積極的にインターネット技術を応用して名称データベースを開放しなければならない。各県・区の企業登記機関は、当該機関のインターネットのウェブサイトもしくは当該県・区政府のウェブサイト(もしくは公共サービスプラットフォーム)を通じて社会に開放し、上級市・省の登記機関のウェブサイトを通じて開放することもできる。

名称データベースの開放プラットフォーム(ウェブサイト)は、企業・農民專業合作社・個人工商業者という異なる類型に基づき照会システムを分類設置し、申請者には屋号・業種記述等の情報入力を通して、同一および近似する企業名称の照会を可能とさせ、申請者が企業名称を申請するための参考を提供しなければならない。

名称データベースの開放を実施する企業登記機関は、企業名称照会システムで企業名称登記管理関連規定を公布し、企業名称事前認可の手続・変更登記の申請表・提出資料の規範・手続ガイドライン等の資料を提供し、申請者の照会および企業名称認可申請手続に必要な指導を提供しなければならない。条件を備えた地区(省・市・県を含む)は名称データベース開放の基礎の上に、企業名称使用禁止・制限字詞データベースを構築し、および照会・照合サービスを提供し、合わせて企業登記システムに組み込むことができる。照会・照合を通過した場合、申請者は直接企業登記を行う。

5. 企業名称データベース開放の関連業務を統一調整し適切に遂行する

名称データベースの開放は、企業登記全過程の利便化を推進する重要な措置であり、各級の工商行政管理・市場監督管理部門は組織・協力を強化し、関連業務を統一調整して適切に遂行し、要求に基づいて全面的で、効果的な開放を確保しなければならない。名称データベースに対して全面的な整理を行い、期限切れのデータ・非規範的データに対しては必要な処理を行い、名称リソースの十分な放出を確保し、

規定の範囲に基づいて開放しなければならない。関連制度の制定・人員配置・システム開発および設備運行管理等の業務を適切に遂行し、名称データベース照会システムの安全で確かな運行を確保しなければならない。広報を強化し、名称データベースの照会ルート・方法等をニュースメディアもしくはその他の媒体を通じて社会公衆に告知し、企業名称データベース開放による実際の効果を生み出すことを確保しなければならない。積極的に名称データベース開放の追跡サービスを遂行し、大衆が提出した疑問および存在する問題に対して遅滞なく解決し、絶えず関連サービスの機能を改善し、企業名称登記管理改革と有効な接続を確保し、しかるべき作用を発揮しなければならない。

各省は名称データベース開放作業方案を 2016 年 10 月末までに総局に報告し、関連状況は遅滞なく総局企業登録局と意思疎通を行う。

連絡人：総局企業登録局 趙華（88652227）

工商総局

2016 年 10 月 18 日

(中国語原文)

国家工商行政管理总局文件
工商企注字〔2016〕203号
工商总局关于开放企业名称库有序推进企业名称登记管理改革的指导意见

各省、自治区、直辖市及计划单列市、副省级市工商行政管理局、市场监督管理部门：

为深化商事制度改革，进一步提高企业名称（含农民专业合作社、个体工商户名称，下同）登记效率，有序推进企业名称登记管理改革，现就开放企业名称数据库（以下简称名称库）及开展相关服务等工作提出以下意见。

一、 充分认识开放企业名称库的重要作用

企业名称作为企业登记事项之一，应当依法向社会公众提供查询服务。长期以来，各级企业登记机关通过企业登记档案查询、企业登记信息查询等方式提供企业名称查询服务，较好地履行了法定职责。但与落实企业登记便利化要求相比、与企业快速增长的需求相比，还存在着信息提供不够全面、查询不够方便、相关服务不够配套等问题，制约了企业自主选择名称，也使企业名称登记效率难以实质突破。近年来，随着商事制度改革的不断深化，“大众创业、万众创新”要求的有效落实，企业对提高名称登记效率提出更高要求。各级登记机关要充分认识开放企业名称库，为企业提供更加完整、系统查询服务，是落实企业自主选择名称权利的前提条件，也是提供高效、便捷登记服务的基础工作。必须因时而动，有效推进，为最终取消企业名称预先核准，实行企业名称自主选择创造有利条件。

二、 合理安排名称库开放次序

由于我国实行企业名称分级登记管理体制，各地企业登记信息化水平存在较大差异，各地要以取消企业名称预先核准为目标，本着方便基层、利于群众的原则，结合实际合理安排开放次序及步骤。各县（含旗及县级市、区，下同）、区（指市辖区，下同）企业登记机关应当至迟于2016年12月1日实施开放。各省（含自治区、直辖市及计划单列市、副省级市，下同）市（含地区、州、盟，下同）企业登记机关应当积极创造条件，适时开放。有条件的省市企业登记机关，可以自2016年12月1日起，实行省、市级名称库统一开放。

三、 依法确定开放企业名称库范围

开放名称库要以方便企业申请设立、变更企业名称为出发点，依法确定开放范围。根据企业名称登记管理有关规定，名称库开放的范围包括：

1. 存续企业名称；
2. 变更未满1年的原企业名称；
3. 被撤销设立登记和被吊销企业营业执照尚未办理注销登记的企业名称；

4. 被撤销或被吊销后办理注销登记未满 3 年或因其他原因办理注销登记未满 1 年的企业名称；
5. 已申请但尚未核准的企业名称；
6. 已核准但尚未登记、仍在有效期内的企业名称；
7. 其他需要开放的企业名称。

四、有效提供企业名称库开放服务

各地企业登记机关要积极应用互联网技术开放名称库。各县、区企业登记机关可以通过本机关互联网网站或者本县、区政府网站（或公共服务平台）向社会开放，也可以通过上级市、省登记机关网站开放。

名称库开放平台（网站）要按照企业、农民专业合作社、个体工商户不同类型分设查询系统，申请人可以通过输入字号、行业表述等信息，查询到相同和近似企业名称，为申请人申请企业名称提供参考。

实施名称库开放的企业登记机关，应当在企业名称查询系统中公布企业名称登记管理有关规定，提供办理企业名称预先核准、变更登记的申请表格、提交材料规范、办事指南等资料，为申请人查询和办理企业名称核准申请手续提供必要指导。

有条件的地区（含省、市、县）可以在开放名称库的基础上，建立企业名称禁限用字词库和提供查询、比对服务，并嵌入到企业登记系统。通过查询比对的，申请人直接办理企业登记。

五、统筹做好企业名称库开放相关工作

开放名称库是推进企业登记全程便利化的重要举措，各级工商行政管理、市场监督管理部门要加强组织协调，统筹做好相关工作，确保按要求全面、有效开放。要对名称库进行全面清理，对过期数据、不规范数据进行必要处理，确保名称资源充分释放，按照规定范围开放。要做好有关制度制订、人员配备、系统开发及设备运行管理等工作，确保名称库查询系统安全可靠运行。要加强宣传，将名称库的查询途径、方法等通过新闻媒体或其他载体告知社会公众，确保开放企业名称库产生实际效果。要积极做好名称库开放的跟踪服务，对群众提出的疑问和存在的问题及时解决，不断完善相关服务功能，确保与企业名称登记管理改革有效衔接，发挥应有作用。

各省名称库开放工作方案于 2016 年 10 月底前报总局，有关情况及时与总局企业注册局沟通。

联系人：总局企业注册局赵华（88652227）

工商总局

2016 年 10 月 18 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。